

町田市議会議長
吉田つとむ様

2017年2月20日

審査請求人

住所 町田市小山田村4丁目2-15-42-303

氏名 町田市政を考える会・草の根
小林美知

連絡先 042-797-3604



審査請求書

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求に係る処分の内容

町田市政を考える会・草の根が、2017年1月25日付けで行った『2012年、2013年、2014年、2015年度の町田市議会政務活動費の各会派の会計帳簿（資料一式）公開請求』に対して、町田市議会議長が、2017年2月1日付、16町市議578号の2で審査請求人に対して行った『公文書不存在決定』処分。

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2017年2月1日

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

- ① 公文書不存在決定処分の際に付された文書中の不存在の理由については、
「町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第11条に、当該会計帳簿は、政務活動費の交付を受けた会派の代表者が備えることと規定されていますが、町田市議会議長への提出義務については、規定されていません。従って、実施機関である町田市議会としては、ご請求の公文書は保有していません」と説明されている。



条例施行規則第 11 条にある、会計帳簿は会派の代表者が備えることの意義の備えるとは、いつでもそれを開示することに対応することを、当然含んでいます。備えるとはそういう意味です。

したがって、議長への提出義務を規定していないからといって開示しない理由にはなりません。

ちなみに情報公開の請求が議長に対して出されたならば、当然議長は、各会派に提出を命じなければなりません。したがって、公文書の不存決定は不当です。

*補足理由

◇2014 年度、町田市議会政務活動費(2013 年度)について、町田市監査委員の監査が入り、2015 年 2 月 23 日に監査結果が、町田市議会議長、町田市長あてに報告された。内容は 2013 年度に執行された 13 会派に係る政務活動費についての監査だが、各会派の会計帳簿について、「会計帳簿の整備を確認出来たのは 1 会派、2 会派については不備があったものの確認できたが、これらを除く会派については不明」とあった。

◇監査委員の指摘を受け 2015 年 3 月 27 日、第 15 期町田市議会改革調査特別委員会が発足。全 13 回の委員会については、町田市政を考える会・草の根は全てを傍聴している。ところが、会計帳簿についての議論はほとんどなく、やっと議題となった第 12 回(2015 年 11 月 20 日)の委員会で、熊沢あやり委員長の「皆さんそれなりにきちんとつけておりますので」という一言で、議論は終了している。

町田市監査委員は「ない、あるいは不備である」といい、議員は「きちんとつけている」という、町田市議会政務活動費の各会派の会計帳簿について、あるのかないのか、町田市議会として市民に説明する責任がある。

◇町田市議会の議員報酬、政務活動費、議会費用はすべて市民の税金です。税金の用途を記録したものを非公開にする理由はありません。

これは自明のことです。

4 処分庁の教示有無及びその内容

「この処分に不服審査請求の趣旨がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、町田市議会に対して審査請求をすることが出来ます」との教示があった。